

社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティアセンター設置運営規程

令和2年12月10日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）がボランティア活動の拠点として設置するボランティアセンターに関する必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりが共に支え合う福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(名称及び設置場所)

第2条 名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティアセンター
- (2) 設置場所 長井市館町北6番19号（法人事務局内）

(事業)

第3条 社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する調査、研究
- (2) ボランティア活動に関する普及、啓発
- (3) ボランティア活動に関する研修
- (4) ボランティア活動に関する相談、連絡、調整
- (5) ボランティア活動に関する情報の収集、提供
- (6) その他、ボランティア活動、市民活動の推進に必要な事業

(運営委員会)

第4条 センターの円滑で効率的な事業運営を行うため、社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、15名以内で組織し、学識経験者、ボランティア団体、特定非営利活動法人、関係行政機関、法人役員等、多様な分野から選出した者をもって構成し、会長が委嘱する。
- 3 委員会は、前条に掲げる事業の企画及び推進に参画する。
- 4 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長の各1名を置く。
- 5 委員長は、委員会を統括し、委員会を招集する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員の欠員による後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 長井市ボランティアセンター設置要綱（平成6年12月13日制定）及び長井市ボランティアセンター推進協議会設置要綱（平成6年12月13日制定）は令和3年3月31日をもって廃止する。